



通商産業省

3資庁第14230号

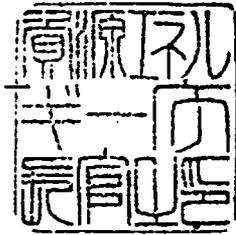
平成3年12月24日

電気事業連合会

会長 那須 翔 殿

立地公害局長 鈴木 英 夫

資源エネルギー庁長官 山 本 貞



電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の
基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第120回国会において再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）が制定され、電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第57号。以下「判断基準」という。）がその他の関係政省令とともに平成3年10月25日に施行され、電気業に係る石炭灰が指定副産物として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。



通商産業省

3 資庁第 1 4 2 3 0 号

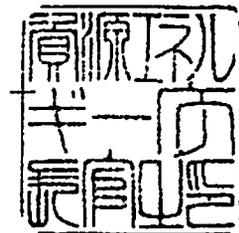
平成 3 年 1 2 月 2 4 日

共同火力発電事業者会

会長 橋本美保殿

立地公害局長 鈴木英夫

資源エネルギー庁長官 山本 貞



電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の
基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第 1 2 0 回国会において再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）が制定され、電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年通商産業省令第 5 7 号。以下「判断基準」という。）がその他の関係政省令とともに平成 3 年 1 0 月 2 5 日に施行され、電気業に係る石炭灰が指定副産物として指定されたところである。

ついては、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。



通商産業省

3資庁第14230号

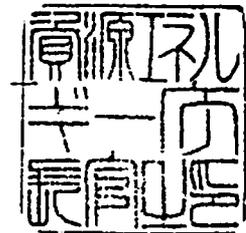
平成3年12月24日

大口自家発電施設者懇話会

理事長 井上兵衛 殿

立地公害局長 鈴木英夫

資源エネルギー庁長官 山本 貞



電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の
基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第120回国会において再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）が制定され、電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第57号。以下「判断基準」という。）がその他の関係政省令とともに平成3年10月25日に施行され、電気業に係る石炭灰が指定副産物として指定されたところである。

ついては、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。



通商産業省

3資庁第14230号

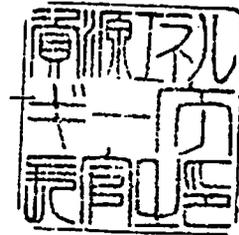
平成3年12月24日

電源開発株式会社

取締役社長 杉山和男 殿

立地公害局長 鈴木英夫

資源エネルギー庁長官 山本 貞



電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の
基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第120回国会において再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）が制定され、電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第57号。以下「判断基準」という。）がその他の関係政省令とともに平成3年10月25日に施行され、電気業に係る石炭灰が指定副産物として指定されたところである。

ついては、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。



通商産業省

3 資庁第 1 4 2 3 0 号

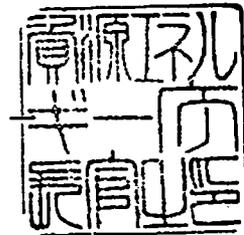
平成 3 年 1 2 月 2 4 日

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 嶺 井 政 治 殿

立 地 公 害 局 長 鈴 木 英 夫

資源エネルギー庁長官 山 本 貞



電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の
基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第 1 2 0 回国会において再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）が制定され、電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年通商産業省令第 5 7 号。以下「判断基準」という。）がその他の関係政省令とともに平成 3 年 1 0 月 2 5 日に施行され、電気業に係る石炭灰が指定副産物として指定されたところである。

ついては、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。

通商産業省

記

1. 電気業に属する事業者の範囲

- (1) 再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「政令」という。）第4条の規定に基づく電気業に属する事業者の範囲

法第2条第5項の規定に基づく指定副産物に係る業種として政令第4条の規定で定める「電気業」に属する事業を行う者とは、「電気事業法第2条第2項に定める一般電気事業者、同条第4項に定める卸電気事業者又は同法第17条第1項の規定による通商産業大臣の許可を受けた者であって、石炭を燃料とする発電設備（混焼を含む）を有するもの（当該発電設備から生じる電力を他者に供給するものに限る。）」をいう。

電気業に属する事業を行う者は、すべて石炭灰に係る第三種指定事業者として判断基準の規定に従い、石炭灰の利用の促進に努めるものとする。

- (2) 政令第9条に定める要件に該当する第三種指定事業者の範囲（勧告等の対象）

法第20条の規定に基づき、主務大臣は、第三種指定事業者に対し、必要に応じて勧告等の措置をとることができるものとされている。その際、当該勧告等の対象となる第三種指定事業者の範囲は、政令第9条の規定に定める電気業に属する事業を行う者のうち「年間の電力の供給量が一億二千万キロワット時以上であること。」と規定されている。

なお、ここにおいて、「電力」は、石炭を燃料とする発電設備から他者に供給される電力（ただし、混焼の場合は熱量ベースで石炭相当分の電力）とし、電力の供給量を特定すべき「年間」は、直前の事業年度とし、「供給量」は、供給の能力ではなく、他者に対する各事業所ごとの供給の実績の合計とする。

通商産業省

2. 「石炭灰の利用」及び「石炭灰の利用の促進」について

- (1) 「石炭灰の利用」とは、別表の用途その他これに準ずる有効な用途に石炭灰を利用することをいうものとする。
- (2) 「石炭灰の利用の促進」とは、主に石炭灰を利用する者への石炭灰の供給の拡大を図ることをいうものとする。

3. 石炭灰利用促進計画の作成及びその実施の状況に係る記録

(1) 様式

判断基準第4条第1項に規定する石炭灰利用促進計画については、様式第1により作成することとし、また、同条第3項に規定する石炭灰利用促進計画の実施状況については、様式第2により記録を行うものとする。

(2) 石炭灰利用促進計画の作成時期及びその実施状況の記録の時期等

電気業に属する事業を行う者は、法の施行日（平成3年10月25日）後に開始する事業年度ごとに、当該事業年度の開始前に石炭灰利用促進計画を作成することとする。また、当該事業年度が終了した後速やかに当該事業年度に係る石炭灰利用促進計画の実施状況について記録を行うものとする。

なお、第三種指定事業者は、法の施行日から次の事業年度の開始の日までの間についても、判断基準第1条から第3条まで及び第5条の規定に基づく義務を負う。

(3) 保存期間

石炭灰利用促進計画及びその実施状況に係る記録は、当該事業年度ごとに作成するものとする。また、石炭灰利用促進計画及びその実施状況に係る記録は、当該事業年度終了後少なくとも5年間事業者ごとに保存するものとする。

(4) 石炭灰利用促進計画等の報告

石炭灰利用促進計画及びその実施状況に係る記録については、本法の適確な運用を図るため、必要に応じ求めにより報告しなければならない。

通商産業省

別表 石炭灰の主な用途

供給先の分野	用 途
セメント コンクリート	<ul style="list-style-type: none">• セメント製造用原料• セメント材料• コンクリート混和材
建 築	<ul style="list-style-type: none">• 人工軽量骨材• レンガ又はセラミック製品• 断熱材又はアッシュウール• コンクリート製品
土 木	<ul style="list-style-type: none">• アスファルトフィラー• 路盤材又は路床材• 埋戻材、裏込材又は盛土材• 充填材• 地盤安定材• コンクリート製品
農林水産	<ul style="list-style-type: none">• 肥料• 土壌改良材• 人工漁礁
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">• 排煙脱硫材• 融雪材
土地造成	<ul style="list-style-type: none">• 土地造成材

(注) 土地造成材とは、地方公共団体又は地域振興整備公団その他これに類するものが実施する土地造成事業又は土地整備事業であって法律に基づいて行われるものに対して供給される石炭灰とする。

通 商 産 業 省

(様式 1)

石炭灰利用促進計画書

一 石炭灰発生施設の概要

事業者名		
代表者氏名		
住 所		
事業所の名称 及び所在地等	名 称 所在地 出力	MW
	名 称 所在地 出力	MW

(注) 石炭を燃料とする発電設備（混焼を含む）が設置されている事業所を記載すること。

通 商 産 業 省

二 石炭灰発生予定数量、利用予定数量等の計画

(石炭灰の種類：)

(単位：千トン)

年 度		平 成 年 度			
事業所名					合 計
石炭灰発生予定数量					
利 用 予 定 数 量	セメント・コンクリート				
	建 築				
	土 木				
	農 林 水 産				
	そ の 他				
	小 計				
	土 地 造 成				
	利用予定数量合計				
その他予定数量					

(注)

石炭灰の種類については、クリンカとフライアッシュ（シンダも含む）に分類して記述することとし、種類ごとに記録すること。

石炭灰の数量は、重量として乾燥時に換算して記載すること。

通商産業省

三 石炭灰利用促進対策の計画

設備の整備に関する事項

(設備の導入)

設備の名称	
導入予定時期	
使用目的	
設備概要	

(注) 石炭灰の有効利用の促進のために必要な設備を新たに導入する場合、設備ごとに記載すること。

(設備の点検)

ユニット名	点検予定期間	点検内容の概要(予定)
		別紙に記載
		別紙に記載
		別紙に記載

(注) 省令別表に掲げる設備その他事業者が保有する石炭灰の有効利用の促進のために必要な設備についてユニットごとに別紙に記載すること。「点検」は、パトロール等の日常点検を除く。

通 商 産 業 省

(別紙) 点検内容の概要

(ユニット名:)

設備名	設置の有無	点検内容
クリンカーホッパー 脱水槽 灰沈澱池 灰処理ポンプ 灰輸送管 集じん装置 サイロ 分級器 その他の設備		

(注) 設置の有無については、設置している設備について○、設置していないものについて×をつける。

通商産業省

技術の向上に関する事項

技術項目名	内 容

その他利用の促進に関する事項

規格化推進、情報提供その他の利用促進活動の計画

通商産業省

(様式2)

石炭灰利用実績書

一 石炭灰発生施設の概要

事業者名		
代表者氏名		
住所		
事業所の名称 及び所在地等	名称 所在地 出力	MW
	名称 所在地 出力	MW

(注) 石炭を燃料とする発電設備(混焼を含む)が設置されている事業所を記載すること。

通 商 産 業 省

二 石炭灰発生数量、利用数量等の実績

(石炭灰の種類：)

(単位：千トン)

年 度		平 成 年 度			
事業所名					合 計
石炭灰発生数量					
利 用 数 量	セメント・コンクリート				
	建 築				
	土 木				
	農 林 水 産				
	そ の 他				
	小 計				
	土 地 造 成				
	利用数量合計				
その他数量					

(注)

石炭灰の種類については、クリンカとフライアッシュ（シンダも含む）に分類して記述することとし、種類ごとに記録すること。

石炭灰の数量は、重量として乾燥時に換算して記載すること。

通 商 産 業 省

石炭灰の品質の実績

(石炭の種類：)

化学成分について

二酸化ケイ素	%	
湿分	%	
強熱減量	%	

物理的性質について

比重		
粉末度 比表面積 (ブレン方法) cm^2/g		
単位水量比		%
圧縮強度比	%	28日
		91日

(注) 当該年度に発生したフライアッシュの品質について石炭の代表的な炭種ごとに記載すること。

単位水量比及び圧縮強度比については、必要に応じて測定記録すること。

通商産業省

三 石炭灰利用促進対策の実績

設備の整備に関する事項

(設備の導入)

設備の名称	
導入時期	
使用目的	
設備概要	

(注) 石炭灰の有効利用の促進のために必要な設備を新たに導入した場合、設備ごとに記載すること。

(設備の点検)

ユニット名	点検期間	点検内容の概要
		別紙に記載
		別紙に記載
		別紙に記載

(注) 省令別表に掲げる設備その他事業者が保有する石炭灰の有効利用の促進のために必要な設備についてユニットごとに別紙に記載すること。「点検」は、パトロール等の日常点検を除く。

通商産業省

(別紙) 点検内容の概要

(ユニット名:)

設備名	設置の有無	点検内容
クリンカーホッパー 脱水槽 灰沈澱池 灰処理ポンプ 灰輸送管 集じん装置 サイロ 分級器 その他の設備		

(注) 設置の有無については、設置している設備について○、設置していないものについて×をつける。

通商産業省

技術の向上に関する事項

技術項目名	内 容

その他利用の促進に関する事項

規格化推進、情報提供その他の利用促進活動の実績